資料2

議題２　令和７年度以降の農振と地域計画について（豊田市提出）

市名	回答		
	（１）令和７年度以降の農振除外等を行う場合の対応	（③その他の場合） 具体的に記入	（①もしくは②の場合） （２）協議の場を設置する及び、文書での意見聴取の範囲について
名古屋市	①協議の場を設置する		今後、協議の場を設置して協議する事項、文書開催や地域への報告など簡略化できる事項などを整理し、地域計画を策定する各地区と合意形成を図っていきたいと考えております。
豊橋市	②文書での意見聴取		協議の場は年に１回、定例的に開催することを考えています。農振除外等による変更は原則、農業委員会、JA、土地改良区等への文書での意見聴取を考えていますが、大規模な除外等の場合は農業委員等と相談し、必要だと判断した場合は協議の場を開催することも想定しています。
岡崎市	③その他	未定です。	
一宮市	③その他	検討中 農振除外等を行う都度、協議の場を設けることは、担い手関係者にとって負担が大きいと考えます。除外の規模（面積）等、変更の条件に応じて、文書にて協議できるよう調整する予定です。	
瀬戸市	③その他	未定 ただし、本市も豊田市と同様、除外のたびに協議の場を設けるのは現実的ではないと考えます。	
半田市	②文書での意見聴取		農業委員会、あいち知多農業協同組合、愛知用水土地改良区を予定。
春日井市	②文書での意見聴取		未定
豊川市	③その他	検討中	
津島市	②文書での意見聴取		農振除外を行う際に担い手と関係土地関係者およびJAに対して文書での意見聴取を行うことで、地域計画の見直しを同時に行う予定。
碧南市	③その他	協議の場は必ずしも設置しなくてもよいということだったので、担い手への負担を減らすためにも基本は担い手以外の土地改良区や中間管理、JA等への意見聴取の方向で進めたいと考えております。	
刈谷市	②文書での意見聴取		原則的には、協議の場を設置する場合の関係者全員を想定しています。 そのうちの一部の意見を聴くとした場合、対象範囲を絞るための合理的な理由が説明しにくいのではないかと思います。
豊田市	②文書での意見聴取		当該地域の協議の場である地域営農協議会構成員全員
安城市	①協議の場を設置する		原則として、地域計画策定時と同じ地区において協議の場を設置することを想定しています。 （安城市では、市内に35地区の農用地利用改善組合（任意団体）があり、各地区単位で協議の場を設置することとしています。）
西尾市	①協議の場を設置する		※①としていますが、②と併用を考えています。 ※現在、検討中で決定ではなく担当者レベルでの考えである。 位置、面積、用途によって、①と②を分けて運用することを検討中です。
蒲郡市	①協議の場を設置する		令和６年度中に各地域で地域の代表者（１名or数名）を選出し（農業委員、推進委員、JA等）、該当変更事案発生時にこの代表者で協議を行うことを各地域で同意してもらう。令和７年以降はその代表者数名にて協議の場もしくは書面でやり取りを行う予定。

議題２　令和７年度以降の農振と地域計画について（豊田市提出）

市名	回答		
	（１）令和７年度以降の農振除外等を行う場合の対応	（③その他の場合） 具体的に記入	（①もしくは②の場合） （２）協議の場を設置する及び、文書での意見聴取の範囲について
犬　山　市	③その他	地域計画の見直し手続きについては、国から具体的な運用方法が示されていないため当市における対応は検討中の段階です。 なお、当議題については、今年の６月に実施された愛知県農地集積・集約化尾張地域推進会議においても、同様の質問がされており、愛知県を通じて国から回答されるとのことで、この回答内容を基に対応方法を検討する予定です。	
常　滑　市	③その他	地域計画の目標地図に定められている農地の農振除外については、整備計画の達成に支障を与えるものと想定されるため、基本的には除外を行う予定はありません。 ただし、特段必要と認められる理由がある場合は、担い手への聞き取りや文書等の簡易な方法で意見を聴取することを検討しています。	
江　南　市	②文書での意見聴取		検討中
小　牧　市	③その他	令和７年度以降に農振除外等を行う場合の対応については、検討中です。	
稲　沢　市	②文書での意見聴取		農業委員会・愛知西農業協同組合・中間管理機構・各土地改良区
新　城　市	②文書での意見聴取		検討中ではあるが、農協や土地改良区等を想定している。
東　海　市	①協議の場を設置する		年に２回学識経験者、農業委員会委員、生産・実行組合の代表、土地改良区工区等の代表、女性農業者、土地改良区職員、農業協同組合理事　等を委員として委嘱し、農政協議会を開いている。農政協議会を活用していく。
大　府　市	②文書での意見聴取		検討中
知　多　市	②文書での意見聴取		②文書での意見聴収の対象範囲 農業振興協議会委員 （認定農業者代表又は農業経営士、農村生活アドバイザー、農業委員会会長、土地改良区事務局長、西部総合営農センター長、県農業改良普及課）
知　立　市	②文書での意見聴取		農業委員会・営農者・改善組合代表者
尾張旭市	③その他	未定	
高　浜　市	②文書での意見聴取		農用地利用改善組合、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区、その他の関係者（除外地及び隣接地所有者）に意見聴取する。
岩　倉　市	②文書での意見聴取		意見聴取の対象範囲については、他市町村の動向を見ながら検討したい。
豊　明　市	③その他	検討中（関係者の負担軽減を図る形で、農地の面積、場所、地域農業への影響を考慮して、意見聴取か、文書のみかもしくは協議の場を設けるかのいずれで検討したい。）	
日　進　市	③その他	転用に係る計画変更に関しての対応についてはまだ具体的に決めていない。	
田　原　市	③その他	検討中（原則として、関係機関等で構成する「地域計画検討会」での協議とし、農振除外の範囲や見直し内容に応じ、地域の代表者等を検討会に加える等の対応を想定している。）	
愛　西　市	②文書での意見聴取		農振除外の意見聴取の際と同じ範囲の予定
清　須　市	③その他	検討中	検討中

議題２　令和７年度以降の農振と地域計画について（豊田市提出）

市名	回答		
	（１）令和７年度以降の農振除外等を行う場合の対応	(③その他の場合) 具体的に記入	(①もしくは②の場合) （２）協議の場を設置する及び、文書での意見聴取の範囲について
北名古屋市	北名古屋市は農業振興地域なし		
弥　富　市	②文書での意見聴取		農振除外をするに当たり、対象地区の会合（事業者による地元説明会）を意見聴取と考え、文書でのやり取りを行う。（まだ予定）
みよし市	②文書での意見聴取		地域計画検討会の委員（農業委員会長、他関係者）及び計画を変更する土地とその周辺農地（隣地）で耕作する担い手、地区の農業委員・推進委員　を予定しています。
あ　ま　市	③その他	海部地域農地集積会議の際に、愛知県に対して、対応方針を示してもらうように要望した。	
長久手市	③その他	近隣の動向や除外内容を見て判断予定。	